

# 大村市自然共生型アウトドア施設整備・管理運営事業

## 募集要項

令和6年7月

大村市

## 【目次】

### 第1 本事業の内容に関する事項 . . . . . P2

- 1 事業名
- 2 事業概要
- 3 本施設整備の基本方針
- 4 立地条件
- 5 施設要件
- 6 業務範囲
- 7 事業方式
- 8 事業期間とスケジュール
- 9 事業者の収入
- 10 本事業の上限額
- 11 本事業の実施に関する協定・業務契約等

### 第2 事業者の募集及び受託候補者特定に関する事項 . . . . . P6

- 1 募集及び特定方法
- 2 募集及び選定スケジュール
- 3 応募者の備えるべき参加資格要件等
- 4 応募の手続
- 5 審査及び特定に関する事項
- 6 リスク分担

### 第3 その他本事業の実施に関し必要な事項 . . . . . P13

- 1 募集要項に関する事項
- 2 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）への対応
- 3 その他本事業に係る必要な事項
- 4 問合せ先（事務局）

## 第1 本事業の内容に関する事項

### 1 事業名

大村市自然共生型アウトドア施設整備・管理運営事業（以下「本事業」という。）

### 2 事業概要

大村市は、第1次大村市アウトドア・パークデザインにおいて、市の活性化のため野岳湖公園リニューアルを進めています。その一環として、野岳湖公園周辺の豊かな自然を最大限に活かし、誰でも森と親しむことができる「自然共生型アウトドア施設（以下「本施設」という。）」の整備を令和7年度の供用開始を目指して進めています。

本募集は、市が整備を計画している本施設について、設計、整備、維持管理及び運営を一体的に行う事業者をプロポーザル方式により公募するものです。最も優れた提案を行った提案者を本施設の設計、整備、維持管理及び運営の受託候補者とするものです。

### 3 本施設整備の基本方針

本施設は、「第1次大村市アウトドア・パークデザイン」に示す計画に基づき整備します。

（第1次大村市アウトドア・パークデザイン一部抜粋）

#### ○新たな賑わいの場の創出

導入機能	具体例
自然共生型アウトドア施設	ツリーイングやツリークライミング、ジップスライド等、ありのままの自然環境を最大限に活用した、集客性の高いレジャー施設を導入し、新たな賑わいの場を創出する。

### 4 立地条件

本施設等が立地する事業予定地の条件は、次のとおりです。

項目	内容
整備場所	長崎県大村市東野岳町1596番地1 他 (大村市野岳湖公園トリム広場南側市有林)
敷地面積	約 8,000 m <sup>2</sup>
法規制	自然公園法、建築基準法、森林法、長崎県立自然公園条例（普通区域）、その他本事業に必要な法令
上水道	市水（野岳湖公園施設）
下水道	合併処理浄化槽（野岳湖公園施設）
電気	九州電力（引き込みあり）
電話	NTT（引き込みあり）

## 5 施設要件

本施設等の構成や要件は次のとおりです。

施設	概要
大村市自然共生型アウトドア施設	内容は事業者の提案によるものとしませんが、ツリークライミング、ジップスライド等、ありのままの自然環境を最大限に活用した、集客性の高いレジャー設備を整備してください。(初心者向けコースや上級者向けコースなど2コース以上、アクティビティの総数70以上など)
管理棟(新築)	受付スペース、事務室、ブリーフィング室など
遊歩道(新設)	外周園路、エントランスなど
トイレ(既設)	野岳湖公園トリム広場トイレを兼用
駐車場(既設)	野岳湖公園トリム広場駐車場(約100台)を兼用

## 6 業務範囲

本事業を実施する事業者(以下「事業者」という。)の事業範囲は次のとおりです。

なお、具体的な業務範囲の詳細については、別添の「大村市自然共生型アウトドア施設整備・管理運営事業要求水準書」(以下「要求水準書」という。)において示します。

### (1) 設計業務

- ・コース、ルート及びアウトドア施設の設計
- ・その他、上記業務を実施する上で必要な関連業務

### (2) 整備業務

- ・樹木調査
- ・コース、ルート及びアウトドア施設の整備
- ・場内整備
- ・サイン製作及び設置
- ・利用者装備品、運営用備品等調達設置
- ・マニュアル作成及びスタッフ研修
- ・その他、上記業務を実施する上で必要な関連業務

※ 管理棟の建設、遊歩道の整備、森林整備及び清掃は、本市において実施するものとし、業務範囲には含まれないものとします。

### (3) 維持管理業務

- ・施設保守管理業務
- ・環境衛生及び清掃業務
- ・警備及び保安業務
- ・修繕業務
- ・備品の維持管理業務
- ・その他、上記業務を実施する上で必要な関連業務

※ 野岳湖公園と兼用する駐車場及びトイレの維持管理については、業務範囲に含まれないものとしませんが、近隣施設との連携事項として協議することを予定しています。

### (4) 運営業務

- ・公の施設としての施設運営業務

- ・開業準備業務
- ・利用促進に関する業務
- ・事業者の提案による自主事業の運営業務
- ・その他、上記業務を実施する上で必要な関連業務

## 7 事業方式

本事業は、民間事業者の創意工夫や経営力を取り入れ、施設全体の世界観を統一しつつ、長期的な視点で地域振興に貢献することが望まれることから、高度な知識と豊かな経験が必要となります。よって、設計段階から運営を視野に入れた効果的な整備が期待できる設計、整備、維持管理及び運営業務を受託候補者に委託する「DBO（DesignBuild Operate）方式」により実施します。

また、受託候補者のうち、維持管理及び運営業務に当たる者については、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）候補者選定審査会による審査を行い、指定管理者として適切と認められた場合、指定管理候補者として決定します。その後、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づく指定管理者の指定に係る議会の議決を経て指定管理者として指定する予定です。

## 8 事業期間とスケジュール

本事業の事業期間は、設計業務契約の締結日から令和12年3月31日（指定管理期間終了日）までとします。また、本事業のスケジュールは、概ね次のとおりです。

### (1) 事業期間

- ① 設計業務 令和6年9月上旬～令和6年11月下旬
- ② 整備業務 令和6年11月中旬～令和7年6月下旬
- ③ 維持管理及び運営業務 令和7年7月中旬～令和12年3月31日

### (2) スケジュール

日程	項目
令和6年8月下旬	受託候補者と基本協定締結
令和6年9月上旬	設計業務委託契約締結
契約締結日～令和6年11月下旬	設計業務期間
令和6年11月中旬	整備業務委託契約締結
契約締結日～令和7年6月下旬	整備業務期間
令和7年1月	指定管理者候補者選定審査会の開催及び指定管理者候補者の決定
令和7年1月	指定管理者仮基本協定締結
令和7年3月下旬	指定管理者の指定に係る議会の議決
令和7年3月下旬	指定管理者基本協定締結
令和7年7月上旬	指定管理者年度協定締結
令和7年7月中旬	供用開始（指定管理開始）
令和7年7月中旬～令和12年3月31日	維持管理及び運営期間（指定管理期間）

## 9 事業者の収入

事業者の収入は、以下に示す対価及び収入から構成されます。

### (1) 設計業務及び整備業務に係る対価

設計業務及び整備業務に係る対価については、各業務契約に定める額を、それぞれの業務を実施する事業者の代表者に対して支払うこととします。なお、支払いは本市の大村市財務規則等に基づいて行います。

### (2) 維持管理及び運営業務に係る対価

維持管理及び運営業務に係る対価については、施設の利用料金収入等の収益による独立採算で運営を行うことからゼロとします。

### (3) 利用料金収入

施設利用者が納入する使用料は、指定管理者に帰属する利用料金制を採用します。また、飲食、物販の販売費及びその他指定管理者が本施設で行う事業の収入についても、指定管理者に帰属します。なお、いずれの収益についても一定割合を本市に還元するものとします。

## 10 本事業の上限額

設計業務及び整備業務を行う事業者を支払う対価の上限額（消費税及び地方消費税の額を含む。）は以下のとおりです。

設計業務及び整備業務に係る対価（総額）

125,329,000円

## 11 本事業の実施に関する協定・業務契約等

本市は、本事業を実施するに当たり以下の基本協定及び業務契約等を事業者と締結する予定です。

### (1) 基本協定

本市は、受託候補者との間で本事業を円滑に実施するために必要な基本的事項を定めた基本協定を締結します。

### (2) 業務契約等

本市は、基本協定の定めるところにより、各事業者との間で本事業を実施するために必要な一切の事項を定めた各業務契約及び指定管理に係る協定（以下「業務契約等」という。）を締結します。

なお、設計業務、整備業務並びに維持管理及び運営業務を個別に締結する予定です。また、維持管理及び運営業務を行う者については、指定管理者候補者選定審査会による審査を行い、指定管理者として適切と認められた場合、指定管理候補者として決定します。その後、本市議会の議決を経て、指定管理者として指定します。

## 第2 事業者の募集及び受託候補者特定に関する事項

### 1 募集及び特定方法

本事業においては、民間事業者の企画力、技術的能力、経営能力などのノウハウを活用し、効率的で持続可能な付加価値のある施設整備の提案を民間事業者から求めることから、本市は、受託候補者の特定に当たっては、提案内容を総合的に判断することが必要と考えています。

したがって、受託候補者の選定方法は、応募者が提案する対価に加え、提案による施設整備に関する能力、維持管理に関する能力、運営に関する能力及び事業の継続性や独自の提案等を総合的に評価して決定する「公募型プロポーザル方式」とします。

### 2 募集及び選定スケジュール

事業者の募集及び選定スケジュールは、以下のとおりです。

時期	内容
令和6年7月3日(水)	募集要項の公表
令和6年7月12日(金)午後5時まで	参加表明書提出期限
令和6年7月16日(火)	参加資格者確認通知書発送
令和6年7月24日(水)午後5時まで	募集要項に関する質問期限
令和6年7月26日(金)午後5時まで	募集要項に関する回答期限
令和6年7月31日(水)午後5時まで	提案書提出期限
令和6年8月5日(月)	プレゼンテーション及びヒアリング審査予定日
令和6年8月22日(木)	審査結果の通知及び公表予定日
令和6年8月下旬	受託候補者と基本協定締結

### 3 応募者の備えるべき参加資格要件等

#### (1) 応募者の構成

- ① 応募者は、単独の事業者又は複数の事業者によって構成されたグループ（以下「応募グループ」という。）とする。
- ② 応募グループを構成する事業者は、単独で応募すること及び他の応募グループの構成員となることはできない。
- ③ 公募型プロポーザル参加表明書（添付書類を含む。以下「参加表明書」という。）の提出後、応募グループの構成員の変更及び追加は、原則として認めない。

#### (2) 参加資格要件

本プロポーザルに参加することができる者は、法人その他の団体（以下「法人等」という。）であって参加表明書の提出の時点において、次の各号に掲げる要件を全て満たし、かつ、公募型プロポーザル参加資格確認通知書（以下「確認通知書」という。）で参加資格がある旨の確認を受けた者としてします。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。

- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者（更生計画の認可の決定を受けた者及び再生計画の認可の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- ③ 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定による清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項若しくは第2項の規定による破産手続開始の申立てがなされた者でないこと。
- ④ 過去6か月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行その他の主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
- ⑤ 大村市入札参加資格者指名停止措置要領の規定による指名停止の措置及び国又は他の地方公共団体による同様の措置を受けていない者であること。
- ⑥ 消費税及び地方消費税並びに大村市税の滞納がない者であること。
- ⑦ 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
  - ア 参加者又は参加者の役員等（その支店又は営業所の代表者を含む。以下同じ。）が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であり、又は暴力団員が参加者の経営に実質的に関与していること。
  - イ 参加者又は参加者の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員を利用していること。
  - ウ 参加者又は参加者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していること。
  - エ 参加者又は参加者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していること。
  - オ 参加者又は参加者の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不正に利用するなどしていること。
- ⑧ 応募者（応募グループにあっては、いずれかの構成員）が大村市内に本社、支店、営業所等（以下この号において「市内本社等」という。）を有していること（指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）となった場合に市内本社等を有する予定であることを含む。）。
- ⑨ 過去に本事業と同種の業務を実施した実績を有し、かつ、その実績を確認できる書面を有すること。なお、現在実施中の業務を含み、本社、支店、営業所等を問わず事業者全体としての実績とする。

#### 4 応募の手続

##### (1) 参加表明



応募者は、必ず参加表明を行ってください。参加表明をしていない者の提案書は受け付けません。参加表明については、募集要項、要求水準書、関係する法令等を理解、遵守のうえで、次の①の表に記載の書類を提出してください。

※ 「様式第1号～6号」については、募集要項様式にて示します。

① 参加表明に必要な書類

番号	書類名称	様式	備考
1	公募型プロポーザル参加表明書	様式第1号	
2	確約書及びグループ構成員表	様式第2号	※
3	法人等概要書	様式第3号	※
4	設計事業者に関する資格及び業務実績書	様式第4号	※
5	整備事業者に関する資格及び業務実績書	様式第5号	※
6	維持管理及び運営事業者に関する資格及び業務実績書	様式第6号	※
7	定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類	様式自由	※
8	登記事項証明書（法人のみ）	様式自由	※
9	参加表明書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに直近3事業年度の収支決算書及び事業報告書 ※ 法人にあっては、財務諸表、貸借対照表、損益計算書、勘定科目内訳明細書及び財産目録も併せて提出すること。	様式自由	※
10	消費税及び地方消費税に滞納がない証明書	様式自由	※
11	大村市税全般に滞納がない証明書	様式自由	※

上記の参加表明は応募者の「代表企業」が手続を行ってください。ただし、上記備考欄に「※」を示している書類は、「代表企業」及び全ての「構成企業」について提出してください。なお、応募者に子会社が含まれる場合、親会社に関する書類の提出を求める場合があります。

② 提出期限 令和6年7月12日（金）午後5時

③ 提出方法 持参又は郵送により提出してください。ただし、持参の場合は日曜日及び土曜日を除く日の午前9時から午後5時までに持参し、郵送の場合は②の期限までに必着することとします。

④ 提出場所 〒856-8686 大村市玖島一丁目25番地  
大村市 都市整備部 河川公園課

⑤ 提出部数 各1部

⑥ 確認通知 参加表明書を提出した者に対し、令和6年7月16日（火）に確認通知書を発送します。

(2) 提案書類

参加資格を有する応募者からの提案書類等を以下のとおり受け付けます。応募に必要な書類は次の①の表のとおりです。なお、提案書については、様式は特に指定しませんが、募集要項、要求水準書及び大村市自然共生型アウトドア施設整備・管理運営事業受託候補者特定基準（以下「募集要項等」という。）を熟読し、本事業の趣旨等を理解した上で作成し提出してください。

① 応募に必要な提案書類

番号	書類名称	様式	添付書類
1	提案書	様式第7号	
2	事業計画書	様式第8号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自然共生型アウトドア施設のコンセプト及びイメージ</li> <li>・ 自然共生型アウトドア施設のレイアウト、整備内容及び規模機能</li> <li>・ 自然共生型アウトドア施設の概要図、構造図及びデザイン</li> </ul>
	事業計画に関する事項		
	設計及び整備業務に関する事項		
	維持管理業務に関する事項		
	運営業務(自主事業を含む。)に関する事項		自然共生型アウトドア施設の安全基準及び維持管理に関する考え方
3	収支予算書 ※5か年分	様式第9号	
4	利用料金及び利用料金等の収益還元についての提案	様式自由	
5	市民の雇用に関する取組についての提案	様式自由	
6	観光振興に関する取組についての提案	様式自由	
7	保険への加入についての提案	様式自由	
8	受付時間、開館時間及び休館日についての提案	様式自由	
9	当該業務に係る見積書 (内容や工種を細分化し、単位、数量、単価及び金額を記載してください。)	様式自由	
10	審査結果通知用封筒(送付先を明記し、切手を貼ったもの) ※切手の金額 長形3号：84円分 角形2号：120円分	—	

- ② 提出期限 令和6年7月31日（水）午後5時
- ③ 提出方法 持参又は郵送により提出してください。ただし、持参の場合は日曜日、土曜日及び祝日を除く日の午前9時から午後5時までに持参し、郵送の場合は②の期限までに必着することとします。
- ④ 提出場所 4－（1）－④と同じです。
- ⑤ 提出部数 正本1部、副本10部  
※ 紙媒体での提出とは別に、PDF ファイルを CD-ROM に記録し提出してください。
- ⑥ 注意事項 提案書類には、法人の名称やロゴマークなど、応募者を特定できるような表示はしないでください。

### （3）応募の失格事項

提案者が次のいずれかに該当する場合は、本市の判断で失格とし、既に提出された提出書類は無効とします。

- ① 提出書類の提出方法、提出先、提出期限等が守られなかったとき。
- ② 提出書類に虚偽の内容が記載されているとき。
- ③ 提案内容に重複提案と認められる記載があるとき。
- ④ 参加表明書の提出の日から契約等を締結するまでに、参加資格要件を満たさない事実を確認したとき。
- ⑤ 公正を欠く行為があったと認められるとき。
- ⑥ その他本要項に違反する行為があると認められるとき。

## 5 審査及び特定に関する事項

### （1）提案等の審査

受託候補者の選定は、プレゼンテーション及びヒアリング審査により行います。

### （2）特定方法

本市が設置する審査委員会において、応募者からの提案及びヒアリングにより受託候補者を選定し、その結果をもとに受託候補者及び次点受託候補者を特定します。

### （3）審査基準

応募者からの提案及びヒアリングを以下の審査項目及び配点に基づき審査をします。

番号	審査項目	細目	配点
1	事業計画に関する事項	(1) 事業コンセプト (2) 事業実施体制 (3) 実施手順、スケジュール (4) 収支計画	20
2	設計及び整備業務に関する事項	(1) 施設整備の基本的な考え方 (2) 施設計画 (3) 自然環境への配慮 (4) 施設利用者への配慮 (5) 整備計画	10
3	維持管理業務に関する事項	(1) 維持管理の基本的な考え方 (2) 施設の保守・点検業務 (3) 環境衛生、清掃、警備、保安及び備品管理の計画	10
4	運營業務（自主事業を含む。）に関する事項	(1) 運営の基本的な考え方 (2) 施設の運営 (3) 安全管理や緊急対応に対する考え方 (4) 魅力向上に向けた取組 (5) 自主事業の内容	20
5	利用料金及び利用料金等の収益還元について		10
6	市民の雇用に関する取組について		5
7	観光振興に関する取組について		5
8	応募者の実績及び経歴等		10
9	見積価格		10
合計			100

#### (4) 実施方法

- ① 審査項目に基づき評価点を算出し、評価点の合計点が最も高い者を受託候補者として特定します。
- ② 審査に出席できる人数は、パソコン等の機器の操作をする者を含め、3名以内とします。
- ③ 各提案者のヒアリング等の時間は30分程度とし、プレゼンテーションを20分以内、ヒアリングを10分程度とします。また、入退室時間（準備・撤去作業を含む。）を5分程度設け、その時間はヒアリング等の時間に含めないこととします。
- ④ 提案者は、他の提案者の審査を傍聴することはできません。
- ⑤ 審査は、事前に提出された提案書に基づき実施し、提案書の差替え及び追加資料の配布は認めません。

#### (5) 日時及び場所

- ① 日時 令和6年8月5日（月）
- ② 場所 大村市役所第3別館2階 第8会議室

## (6) 結果の通知及び公表

- ① 通知及び公表の予定日 令和6年8月22日(木)
- ② 方法 受託候補者として特定した者に対しては特定通知書を、受託候補者以外の者に対しては非特定通知書を発送します。審査委員会による審査結果は、大村市ホームページにおいて公表します。なお、審査に対する過程及び結果についての質問及び異議等を申し立てることは認めません。

## (7) その他

受託候補者として特定した者に対し、その提案内容について確認(提案書類に誤った記載がないか、提案内容が確実に履行されるか等)を行うとともに、仕様、価格等について協議を行います。協議の結果、市が受託候補者を契約の相手方として適当と認めた場合、基本協定を締結します。ただし、受託候補者との協議が合意に至らなかった場合、市は、審査において次点となった提案者を受託候補者として同様の手続きを行うものとし、確認作業は、受託候補者の協力のもとで行うものとし、確認結果について異議を申し立てることは認めません。

なお、維持管理及び運営業務に当たる者については、「第1本事業の内容に関する事項」の11-(2)のとおりです。

## 6 リスクの分担

本市と事業者におけるリスク分担の基本的な考え方は、要求水準書内の別紙2「リスク分担表」のとおりとします。

また、いずれの責にも帰さないリスクが顕在化した場合に生じる費用については、本市と事業者が協議して負担することとします。

### 第3 その他本事業の実施に関し必要な事項

#### 1 募集要項に関する事項

##### (1) 募集要項等の交付

① 期間 令和6年7月3日(水)～令和6年7月30日(火)

② 場所及び方法

ア 大村市ホームページからダウンロード (<https://www.city.omura.nagasaki.jp>)

イ 事務局での直接交付(ただし、日曜日、土曜日及び祝日を除く日の午前9時から午後5時まで)

##### (2) 募集要項に対する質問

① 期限 令和6年7月24日(水)午後5時

② 方法 質問書(任意様式)を電子メールにより事務局に提出してください。なお、電子メールの件名を「大村市自然共生型アウトドア施設整備・管理運営事業に係る質問【法人名等】」としてください。

③ 回答 確認通知書で参加資格がある旨の確認を受けた者からの質問に対する回答を令和6年7月26日(金)午後5時までに大村市ホームページに随時掲載します。

#### 2 消費税の適格請求書等保存方式(インボイス制度)への対応

令和5年10月1日から、施設の利用事業者が消費税の仕入れ税額控除を受けるためには、原則、指定管理者となる団体が適格請求書発行事業者の登録を受け、適格請求書(以下「インボイス」という。)の交付及び写しの保存等を行うことが必要となります。

ただし、施設の特性上、利用者がインボイスを必要としない消費者や免税事業者、簡易課税制度適用事業者のみに限られることが明確な場合や、施設の業務が消費税課税取引に該当しない場合は対応の必要ありません。

消費税の適格請求書等保存方式(インボイス制度)の詳細については、国税庁ホームページの「インボイス制度」をご覧ください。

#### 3 その他本事業に係る必要な事項

##### (1) 提出書類の取扱い

本市が受理した提出書類は、返却しません。

##### (2) 提出書類の公表等

提出書類は、必要に応じ複写します(市内部(市議会を含む。)及び審査会での使用に限る。)

また、提出書類は、情報公開の請求があった場合、開示することがあります。

##### (3) 提出書類提出後の変更の報告

提出書類提出後に社名等の変更など、重大な変更が生じる場合又は生じた場合は、速やかに報告してください。

(4) 指名停止措置及び協定の解除

提出書類に虚偽の記載があった場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがあります。また、受託者特定後に虚偽の内容が記載されていた事実を確認した場合は、協定を解除する場合があります、着手等により発生した費用の支払いには応じません。

(5) 提案に要する経費等

提出書類に要する経費等は、全て提案者の負担とします。

**4 問合せ先（事務局）**

大村市都市整備部河川公園課公園活用推進グループ

所在地 〒856-8686 長崎県大村市玖島1丁目25番地

電話 0957-53-4111（代表） 内線 630

FAX 0957-54-9595

Eメール kasenkouen@city.omura.nagasaki.jp